

監査基準委員会報告書910「中間監査」の改正について

2022年 6月 16日

日本公認会計士協会

新	旧
<p>監査基準委員会報告書910</p> <p style="text-align: center;">中間監査</p> <p style="text-align: right;">2011年12月22日 改正 2013年6月17日 改正 2021年1月14日 <u>最終改正 2022年6月16日</u> 日本公認会計士協会 監査基準委員会 (報告書：第71号)</p> <p>《I 本報告書の範囲及び目的》</p> <p style="text-align: right;">(省 略)</p> <p>《II 要求事項》</p> <p style="text-align: right;">(省 略)</p> <p>《11. 監査調書》</p> <p style="text-align: right;">(省 略)</p> <p>34. 中間監査に関する監査調書は、年度監査に関する監査調書と同様の管理等を行わなければならない(品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」<u>第31項(6)参照</u>)。</p> <p style="text-align: right;">(省 略)</p> <p>《III 適用指針》</p> <p style="text-align: right;">(省 略)</p> <p>《IV 適用》</p> <p style="text-align: right;">(省 略)</p> <p>・ <u>本報告書(2022年6月16日)は、2023年7月1日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。なお、公認会計士法上の大規模監査法人以外の監査事務所においては、2024年7月1日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。ただし、それ以前の中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用することを妨げない。なおその場合、品質管理基準委員会報告書第1号(2022年6月16日)、品質管理基準委員会報告書第2号「監査業務に係る審査」(2022年6月16日)及び監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」(2022年6月16日)と同時に適用する。</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>監査基準委員会報告書910</p> <p style="text-align: center;">中間監査</p> <p style="text-align: right;">2011年12月22日 改正 2013年6月17日 <u>最終改正 2021年1月14日</u> 日本公認会計士協会 監査基準委員会 (報告書：第71号)</p> <p>《I 本報告書の範囲及び目的》</p> <p style="text-align: right;">(省 略)</p> <p>《II 要求事項》</p> <p style="text-align: right;">(省 略)</p> <p>《11. 監査調書》</p> <p style="text-align: right;">(省 略)</p> <p>34. 中間監査に関する監査調書は、年度監査に関する監査調書と同様の管理等を行わなければならない(品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」<u>第44項から第46項参照</u>)。</p> <p style="text-align: right;">(省 略)</p> <p>《III 適用指針》</p> <p style="text-align: right;">(省 略)</p> <p>《IV 適用》</p> <p style="text-align: right;">(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

以 上